

岡山県補助事業ニュース

平成27年度県産材利用住宅助成事業開始

1. 『おかやま木で家づくり支援事業』

先着300戸程度

補助対象者 : **建築主** 又は **住宅購入者**

※増築・リフォーム 1件当たり 県産乾燥材使用量に応じて 6~20万円

1戸当たり補助金額

(新築)



20万円

2. 『おかやま木で家づくり整備事業』

先着250戸程度

補助対象者 : **大工** 又は **工務店**

※増築・リフォーム 1件当たり 県産乾燥材使用量に応じて 最大40万円

1戸当たり補助金額

(新築)



40万円

※おかやまの木で家づくり支援事業・整備事業の併用はできません。

※受付は4月10日（金）から開始され、岡山県の出先機関9カ所が窓口となって

県民局・地域事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
備前県民局 森林企画課	700-8604	岡山市北区弓之町6-1	086-233-9833
備中県民局 森林企画課	710-8530	倉敷市羽島1083	086-434-7051
東備地域森林課	709-0492	和气郡和气町和气487-2	0869-92-5166
井笠地域森林課	714-8502	笠岡市六番町2-5	0865-69-1631
高梁地域森林課	716-8585	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2847
新見地域森林課	718-8550	新見市高尾2400	0867-72-9169
美作県民局 森林企画課	708-8506	津山市山下53	0868-23-1377
真庭地域森林課	717-8501	真庭市勝山591	0867-44-7566
勝英地域森林課	707-8585	美作市入田291-2	0868-73-4058

※補助金申込書類は『岡山県林政課』のホームページを検索してください。

平成27年度県産材利用住宅助成事業

『おかやま木で家づくり支援事業』・『おかやま木で家づくり整備事業』

1. 補助金の併用ができない国の補助事業

- ・地域型住宅ブランド化事業（国交省）
- ・地域型住宅グリーン化事業（国交省）

※地域材利用による20万円のかさ上げがあり、対象部材が重なるため、県が実施する住宅助成事業との併用はできません。

2. 補助金の併用が可能な国の補助事業

- ・住宅エコポイント制度（国交省）
- ・ゼロ・エネルギー化推進事業（国交省）
- ・ネット・ゼロ・エネルギーハウス支援事業（経産省） など

3. 市町村が実施する住宅助成事業との併用

- ・市町村が市費で単独で実施する補助事業との併用は可能
- ・国の補助金や交付金で実施する補助事業は併用できない。

※具体的には、地域住民生活等緊急支援交付金を活用して市町村が実施する住宅助成事業との併用はできない。

ただし、対象部材が異なることから、併用が可能となる場合もあるため、詳しくは、市町村の窓口で確認が必要となります。

おかやまの木の住まい整備促進事業

消費税増税や所得の低下等により、着工戸数が伸び悩む住宅建築において、住宅購入者の多くを占める子育て世帯等に、品質の安定した県産乾燥材を積極的に使用した木造住宅の新築やリフォーム等を提案、建築する工務店等に対し、補助金を交付します。

1 補助金の交付対象者

大工・工務店等

※建築主が居住するための木造住宅を建築又は、既存住宅や集合住宅を増築、リフォームする施工業者

2 対象となる住宅の条件

(1) 住宅の新築

次の条件をすべて満たす住宅が補助の対象となります。

- ア 建築主が18歳未満（平成9年4月2日以降に生まれた者）を養育する世帯又は親、子等の二世帯以上で構成される世帯
- イ 県内に建築主が自ら居住するために新たに建築される一戸建て木造住宅（台所、便所、浴室があり、独立した生活を営むことができ、延床面積（住宅部分の床面積）が80m²以上のもので、建売住宅を除く。）
- ウ 主要構造部材（土台、大引、根太、柱、間柱、筋交、梁、桁、束、母屋、棟木）に県産乾燥材を8m³以上使用し、その使用量が木材使用量全体の50%以上を占める住宅
※県産乾燥材の定義は、おかやまの木で家づくり支援事業と同じである。
- エ 建築基準法に基づく確認済証の交付日又は建築工事届の受理日が平成27年4月1日以降の住宅
- オ 建築主と請負契約を締結した住宅
- カ 主要構造部材の施工が完了し、平成28年3月31日までに現地確認が可能な住宅
- キ 補助の対象となる部材が、国の他の補助事業の対象となっていないこと
- ク 県徴収金の滞納がないこと
- ケ 補助金が工事費用の4割を超えないこと

(2) 既存住宅や集合住宅の増築・リフォーム

次の条件に加え、1の(1)のア、オ、キ、ク、ケの条件をすべて満たす物件が補助の対象となります。

- ア 県内で建築主が自ら居住するために増築・リフォームされる既存住宅又は集合住宅
- イ 主要構造部材や造作材等に県産乾燥材を5m³以上使用し、その使用量が木材使用量全体の50%以上を占めること、又は床及び内壁に県産乾燥材を30m²以上使用していること
- ウ 対象部材の納材が、補助金交付予定者決定通知書の交付日以降であること
- エ 対象部材の施工が完了し、平成28年3月31日までに現地確認が可能な住宅

3 補助金の額 新築1件当たり 40万円

増築・リフォーム 1件当たり 県産乾燥材使用量に応じて 最大40万円

※おかやまの木で家づくり支援事業との併用はできません。

おかやまの木で家づくり支援事業

木材需要の大半を占める住宅の建築において、品質の安定した県産乾燥材の利用促進を図るため、県産乾燥材を使用した住宅の新築又は増築、リフォームをする方に対して、補助金を交付します。

1 補助金の交付対象者

建築主又は住宅の購入者

2 対象となる住宅の条件

(1) 住宅の新築

次の条件をすべて満たす住宅が補助の対象となります。

- ア 県内に自ら居住するために新たに建築される一戸建て木造住宅（台所、便所、浴室があり、独立した生活を営むことができ、延床面積（住宅部分の床面積）が80m²以上のもの）
- イ 主要構造部材(土台、大引、根太、柱、間柱、筋交、梁、桁、束、母屋、棟木)に**県産乾燥材**を8m³以上使用し、その使用量が木材使用量全体の50%以上を占める住宅
 - ※県産乾燥材とは、岡山県の「木材業者等登録」を受けている製材業者が製材した国産材製材品のうち含水率25%以下の製材品
- ウ 建築基準法に基づく確認済証の交付日又は建築工事届の受理日が平成27年4月1日以降の住宅
- エ 県内に事業所を有する大工・工務店等と**請負契約を締結した住宅**
- オ 主要構造部材の施工が完了し、平成28年3月31日までに現地確認が可能な住宅
- カ 補助の対象となる部材が、国の他の補助事業の対象となっていないこと
- キ 県徴収金の滞納がないこと

(2) 既存住宅や集合住宅の増築・リフォーム

次の条件に加え、1の(1)のエ、カ、キの条件をすべて満たす物件が補助の対象となります。

- ア 県内で自ら居住するために増築・リフォームされる既存住宅又は集合住宅
- イ 主要構造部材や造作材等に**県産乾燥材**を5m³以上使用し、その使用量が木材使用量全体の50%以上を占めること、又は床及び内壁に県産乾燥材を30m²以上使用していること
- ウ 対象部材の納材が、補助金交付予定者決定通知書の交付日以降であること
- エ 対象部材の施工が完了し、平成28年3月31日までに現地確認が可能な住宅

3 補助金の額 新築1件当たり 20万円

増築・リフォーム 1件当たり 県産乾燥材使用量に応じて 6~20万円

※おかやまの木の住まい整備促進事業との併用はできません。